

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

取締役

代表執行役社長

**綱川 智**

## 第178期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第178期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2017年6月27日(火)午後5時15分までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月28日(水) 午前10時 (受付開始：午前8時30分)

2. 場 所 千葉市美浜区中瀬二丁目2番1号 幕張メッセ 国際展示場9ホール

開催場所を昨年6月開催の定時株主総会会場から変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意願います。

3. 目的事項 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件  
第2号議案 吸収分割契約承認の件

4. その他 第178期の事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、後記「第178期計算関係書類について」に記載のとおり、本招集ご通知に添付してご提供できない状況です。事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等につきましては、後日開催予定の臨時株主総会においてご報告し、又はご承認をいただきたく存じます。臨時株主総会の日程等につきましては追ってお知らせいたします。

### 株主総会へご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。

### 株主総会へご欠席の場合



株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2017年6月27日（火）午後5時15分までに到達**するようにご返送願います。



別記の「インターネットによる議決権行使に当たってのお願い」（**30ページ及び31ページ**）をご参照の上、賛否をご投票願います。

### ご注意事項

- 書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の[当社ウェブサイト](#)にその内容を掲載させていただきます。
- 本招集ご通知は、[当社ウェブサイト](#)にて開示いたしております。
- 本招集ご通知の英訳は、[当社ウェブサイト（英文）](#)に掲載しております。

### [当社ウェブサイト](#)

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

### [当社ウェブサイト（英文）](#)

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/en/stock/meeting.htm>

以 上

## ■ 第178期計算関係書類について

当社は、本年3月末に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立てた当社の連結子会社であったウェスチングハウス社グループ等を含め、決算手続を鋭意進めて参りましたが、手続になお時間を要すると見込まれるため、本招集ご通知の発送期限までに間に合うよう手続を完了させることが困難となりました。このため、誠に遺憾ながら第178期の事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書を本招集ご通知に添付してご提供できない状況でございます。したがって、本総会においてご報告する予定でございました計算関係書類及び監査結果につきましては、決算手続完了後、別途開催を予定しております臨時株主総会において、改めてご報告等をさせていただきますと存じます。

なお、本総会におきましては、計算関係書類の報告に代えて2016年度業績見通し等の当社の状況についてご説明させていただきます予定です。

## ■ 第178期剰余金の配当（期末）の見送りについて

2017年4月11日に公表しましたとおり、誠に遺憾ながら、現下の厳しい経営状況に鑑み、当社は同日の取締役会決議により第178期剰余金の配当（期末）を見送らせていただくことといたしました。株主の皆様には誠に申し訳なく改めて深くお詫び申し上げます。

## 株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,216,554 個

2. 議案及び参考事項

### 第 1 号議案

## 取締役 9 名選任の件

### ① 提案の理由等

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

当社は第178期の事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書を本招集ご通知に添付してご提供できない状況にあり、別途、後日開催を予定しております臨時株主総会におきまして、報告等をさせていただきます。

このような状況に鑑み、当社の取締役体制につきましては、第178期の計算書類の報告等を行う株主総会において、改めて株主の皆様の信任を得ることが適切と考えますので、それまでの間、現任の取締役全員（9名）の再任をご了承賜りたく存じます。

なお、各取締役候補者は、別途指名委員会の定める「取締役指名基準」（社外取締役においては「社外取締役の独立性基準」を含みます。）の各要件に合致していると判断しております。「取締役指名基準」及び「社外取締役の独立性基準」の具体的内容は5ページに記載のとおりです。

### ② 任期

以上の提案の理由等に鑑み、再任される取締役全員（9名）の任期は、当社定款第20条にかかわらず、本総会の終結後1年以内に開催される第178期の計算書類の報告等を行う臨時株主総会の終結の時までといたします。

## 取締役指名基準

取締役の選任に関する議案の内容の決定に当たっては、次の基準を満たし、かつ執行に関する監視・監督及び経営戦略の方向性の決定の職責を適切に果たすことが出来る者を選定するものとする。

- ① 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ② 遵法精神に富んでいること
- ③ 業務遂行上健康面で支障の無いこと
- ④ 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ⑤ 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- ⑥ 社外取締役にあつては、法律、会計、企業経営などの各分野における専門性、識見および実績を有していること

## 社外取締役の独立性基準

指名委員会は、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

- ① 当該社外取締役が、現在又は過去3年間に於いて、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。
- ② 当該社外取締役が、現在又は過去3年間に於いて、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。
- ③ 当該社外取締役が、現在又は過去3年間に於いて、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、当該他社又は当社の連結売上高の2%を超える場合。
- ④ 当該社外取締役が、現在又は過去3年間に於いて、現在、当社が当社の総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関の業務執行取締役、執行役又は使用人であった場合。
- ⑤ 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外取締役が所属する団体が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の2%を超える報酬を受けている場合。
- ⑥ 当該社外取締役が、現在若しくは過去3年間に於いて業務を執行する役員若しくは使用人として在籍していた法人、又は本人に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、1,000万円を超える場合。
- ⑦ 当該社外取締役が、現在又は過去3年間に於いて、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
- ⑧ 当該社外取締役が、現在又は過去5事業年度における当社の会計監査人において、現在又は過去3年間に代表社員、社員又は使用人であった場合。

### ③ 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                    | 現在の当社における<br>地位及び担当                                      | 取締役会出席率<br>(出席回数) | 指名委員会出席率<br>(出席回数) | 監査委員会出席率<br>(出席回数) | 報酬委員会出席率<br>(出席回数) |
|------------|------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1          | つな かわ さとし<br>綱 川 智     | 代表執行役社長                                                  | 100%<br>(24／24回)  | —                  | —                  | —                  |
| 2          | なる け やす お<br>成 毛 康 雄   | 代表執行役副社長、<br>ストレージ&デバイスソリューション所管、<br>ストレージ&デバイスソリューション社長 | 100%<br>(19／19回)  | —                  | —                  | —                  |
| 3          | ひら た まさ よし<br>平 田 政 善  | 代表執行役専務、<br>財務管理部・主計部担当 (CFO)                            | 100%<br>(24／24回)  | —                  | —                  | —                  |
| 4          | の だ て る こ<br>野 田 晃 子   | 監査委員会委員、<br>報酬委員会委員                                      | 100%<br>(24／24回)  | —                  | 100%<br>(18／18回)   | 100%<br>(4／4回)     |
| 5          | いけ だ こう いち<br>池 田 弘 一  | 指名委員会委員、<br>報酬委員会委員                                      | 96%<br>(23／24回)   | 88%<br>(7／8回)      | —                  | 100%<br>(4／4回)     |
| 6          | ふる た ゆう き<br>古 田 佑 紀   | 報酬委員会委員長、<br>監査委員会委員                                     | 100%<br>(24／24回)  | —                  | 100%<br>(18／18回)   | 100%<br>(4／4回)     |
| 7          | こ ばやし よし みつ<br>小 林 喜 光 | 指名委員会委員長、<br>報酬委員会委員                                     | 83%<br>(20／24回)   | 100%<br>(8／8回)     | —                  | 100%<br>(4／4回)     |
| 8          | さ とう りょう じ<br>佐 藤 良 二  | 監査委員会委員長 (常勤)、<br>指名委員会委員                                | 100%<br>(24／24回)  | 100%<br>(8／8回)     | 100%<br>(18／18回)   | —                  |
| 9          | まえ だ しん ぞう<br>前 田 新 造  | 取締役会議長、<br>指名委員会委員、<br>報酬委員会委員                           | 96%<br>(23／24回)   | 88%<br>(7／8回)      | —                  | 100%<br>(4／4回)     |

(注) 各取締役候補者の取締役会及び各委員会の出席率は、2016年度の出席状況を記載しており、成毛康雄氏につきましては、取締役  
役に就任した以降に開催された取締役会への出席状況を記載しています。



■ 生年月日：1955年9月21日生

■ 取締役在任期間：1年9か月（本総会終結時）

■ 地位及び担当：代表執行役社長

## ■ 略 歴

1979年4月 当社入社

2013年10月 ヘルスケア事業開発部長

2010年6月 東芝メディカルシステムズ(株)代  
表取締役社長（2014年6月ま  
で）

2014年6月 執行役上席常務

2015年9月 取締役、代表執行役副社長

2016年6月 取締役、代表執行役社長、現在  
に至る。

■ 所有する当社の株式数：60千株

出席率（2016年度）

取締役会 ▶ 100%（24/24回）

## 執行役社長候補者、取締役候補者とした理由

2016年6月から執行役社長として経営を担い、現在は財務基盤の早期回復と強化、当社グループ組織運営の強化に取り組んでおり、本総会終結後の取締役会以降の執行役社長候補者とするを指名委員会で決定しました。

また、執行役社長の立場で取締役会に参画することで、当社グループの企業価値最大化とガバナンス強化を進め、すべてのステークホルダーからの信頼回復に向けた経営を牽引するため、さらに、現下の厳しい経営状況のもと、課題に継続性をもって対処するためにも、指名委員会において取締役候補者として決定しました。



■ 生年月日：1955年4月12日生

■ 取締役在任期間：1年（本総会終結時）

■ 地位及び担当：代表執行役副社長、ストレージ&amp;デバイスソリューション所管、ストレージ&amp;デバイスソリューション社社長

## ■ 略 歴

1984年4月 当社入社

2014年6月 執行役専務

2011年6月 執行役常務

2015年9月 代表執行役副社長

2013年6月 執行役上席常務

2016年6月 取締役、代表執行役副社長、現在  
に至る。

## ■ 重要な兼職の状況

東芝メモリ(株)代表取締役社長

■ 所有する当社の株式数：64千株

出席率（2016年度）

取締役会 ▶ 100%（19/19回）

## 取締役候補者とした理由

半導体事業を中心に幅広い実績と識見を有し、取締役会に参画することで当社の経営を牽引するため、指名委員会において取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1958年9月17日生
- 取締役在任期間：1年9か月（本総会終結時）
- 地位及び担当：代表執行役専務、財務管理部・主計部担当（CFO）
- 略 歴
  - 1981年4月 当社入社
  - 2015年9月 取締役、代表執行役上席常務
  - 2012年6月 東芝テック(株)取締役、執行役員
  - 2016年6月 取締役、代表執行役専務、現在に至る。
  - 2013年6月 同社取締役、常務執行役員
- 所有する当社の株式数：28千株

出席率（2016年度）

取締役会 ▶ 100%（24/24回）

## CFO候補者、取締役候補者とした理由

グローバルな財務、経理に関する幅広い実績と識見を有し2015年9月からCFOの職責を担い、現在は財務基盤の早期回復と強化に取り組んでおり、本総会終結後の取締役会以降のCFO候補者として指名委員会の同意のもと取締役会で決定しました。また、CFOの立場で取締役会に参画することで、当社の財務基盤の早期回復とすべてのステークホルダーからの信頼回復に向けた経営を牽引するため、指名委員会において取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1939年1月3日生
- 取締役在任期間：1年9か月（本総会終結時）
- 地位及び担当：監査委員会委員、報酬委員会委員
- 略 歴
  - 1961年3月 当社入社（1963年8月まで）
  - 2001年7月 中央青山監査法人辞職、金融
  - 1971年7月 監査法人中央会計事務所入所 庁証券取引等監視委員会委員
  - 1975年3月 公認会計士登録 (2007年7月まで)
  - 1985年5月 監査法人中央会計事務所代表社員
  - 2009年3月 中越パルプ工業(株)監査役（2015
  - 1992年8月 日本公認会計士協会会計制度委 年6月まで）
  - 員会副委員長
  - 2009年5月 (株)レナウン監査役（2013年5月まで）
  - 1997年11月 公認会計士第2次試験試験委員
  - 2015年9月 当社取締役
  - (2000年10月まで)
  - 2016年6月 当社社外取締役、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：15千株

出席率（2016年度）

取締役会 ▶ 100%（24/24回）

監査委員会 ▶ 100%（18/18回）

報酬委員会 ▶ 100%（4/4回）

## 社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての幅広い実績と企業会計に関する高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



■ 生年月日：1940年4月21日生 ■ 取締役在任期間：1年9か月（本総会終結時）

■ 地位及び担当：指名委員会委員、報酬委員会委員

## ■ 略 歴

1963年4月 朝日麦酒(株)（現アサヒグループホールディングス(株)）入社  
2000年3月 同社専務執行役員  
1996年3月 同社取締役  
2001年3月 同社専務取締役  
1997年3月 同社常務取締役  
2002年1月 同社代表取締役社長  
1999年3月 同社専務取締役  
2006年3月 同社代表取締役会長  
2010年3月 同社相談役、現在に至る。  
2015年9月 当社社外取締役、現在に至る。

## ■ 重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス(株)相談役  
住友化学(株)社外取締役

■ 所有する当社の株式数：0株

## 出席率（2016年度）

|       |   |             |
|-------|---|-------------|
| 取締役会  | ▶ | 96%（23/24回） |
| 指名委員会 | ▶ | 88%（7/8回）   |
| 報酬委員会 | ▶ | 100%（4/4回）  |

## 社外取締役候補者とした理由

大企業の経営者としての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



■ 生年月日：1942年4月8日生

■ 取締役在任期間：1年9か月（本総会終結時）

■ 地位及び担当：報酬委員会委員長、監査委員会委員

## ■ 略 歴

1969年4月 検事任官  
1993年4月 法務大臣官房審議官  
1998年7月 宇都宮地方検察庁検事正  
2003年9月 最高検察庁次長検事（2004年12月まで）  
1999年9月 最高検察庁検事  
2005年8月 最高裁判所判事（2012年4月まで）  
1999年12月 法務省刑事局長  
2012年8月 弁護士登録、現在に至る。  
2002年8月 最高検察庁刑事部長  
2015年9月 当社社外取締役、現在に至る。

■ 所有する当社の株式数：1千株

## 出席率（2016年度）

|       |   |              |
|-------|---|--------------|
| 取締役会  | ▶ | 100%（24/24回） |
| 監査委員会 | ▶ | 100%（18/18回） |
| 報酬委員会 | ▶ | 100%（4/4回）   |

## 社外取締役候補者とした理由

法律の専門家としての幅広い実績と企業法務やコーポレート・ガバナンスに関する高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1946年11月18日生 ■ 取締役在任期間：1年9か月（本総会終結時）
- 地位及び担当：指名委員会委員長、報酬委員会委員
- 略 歴
- |           |                      |           |                                     |
|-----------|----------------------|-----------|-------------------------------------|
| 1974年12月  | 三菱化成工業(株)入社          | 2007年 4 月 | (株)三菱ケミカルホールディングス取締役社長、三菱化学(株)取締役社長 |
| 2003年 6 月 | 同社執行役員               | 2012年 4 月 | 三菱化学(株)取締役会長（2017年3月まで）             |
| 2005年 4 月 | 同社常務執行役員             | 2015年 4 月 | (株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長、現在に至る。       |
| 2006年 6 月 | (株)三菱ケミカルホールディングス取締役 | 2015年 9 月 | 当社社外取締役、現在に至る。                      |
| 2007年 2 月 | 三菱化学(株)取締役           |           |                                     |
- 重要な兼職の状況
- (株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長  
(株)地球快適化インスティテュート取締役会長  
公益社団法人経済同友会代表幹事  
一般社団法人産業競争力懇談会理事長
- 所有する当社の株式数：0株

## 出席率（2016年度）

|       |   |               |
|-------|---|---------------|
| 取締役会  | ▶ | 83% (20/24回)  |
| 指名委員会 | ▶ | 100% ( 8/ 8回) |
| 報酬委員会 | ▶ | 100% ( 4/ 4回) |

## 社外取締役候補者とした理由

大企業の経営者としての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1946年12月7日生 ■ 取締役在任期間：1年9か月（本総会終結時）
- 地位及び担当：監査委員会委員長（常勤）、指名委員会委員
- 略 歴
- |           |                           |           |                                  |
|-----------|---------------------------|-----------|----------------------------------|
| 1969年 4 月 | 日興証券(株)（現SMBC日興証券(株)）入社   | 2001年 6 月 | 監査法人トーマツ東京地区業務執行社員               |
| 1971年10月  | 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 | 2004年 6 月 | 同法人東京地区代表社員兼東京地区経営執行社員           |
| 1975年 2 月 | 公認会計士登録                   | 2007年 6 月 | 同法人包括代表（CEO）                     |
| 1978年 1 月 | Touche Rossニューヨーク事務所      | 2010年11月  | 有限責任監査法人トーマツシニアアドバイザー（2011年5月まで） |
| 1979年 9 月 | Touche Rossロンドン事務所        | 2015年 9 月 | 当社社外取締役、現在に至る。                   |
| 1983年 5 月 | 等松青木監査法人パートナー             |           |                                  |
- 重要な兼職の状況
- 日本生命保険相互会社社外監査役
- 所有する当社の株式数：6千株

## 出席率（2016年度）

|       |   |               |
|-------|---|---------------|
| 取締役会  | ▶ | 100% (24/24回) |
| 監査委員会 | ▶ | 100% (18/18回) |
| 指名委員会 | ▶ | 100% ( 8/ 8回) |

## 社外取締役候補者とした理由

公認会計士、監査法人CEOとしての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



■ 生年月日：1947年2月25日生 ■ 取締役在任期間：1年9か月（本総会終結時）

■ 地位及び担当：取締役会議長、指名委員会委員、報酬委員会委員

■ 略 歴

1970年4月 (株)資生堂入社

2003年6月 同社取締役、執行役員

2005年6月 同社代表取締役、執行役員社長

2011年4月 同社代表取締役会長

2013年4月 同社代表取締役会長、執行役員社長

2014年4月 同社取締役会長

2014年6月 同社相談役、現在に至る。

2015年9月 当社社外取締役、現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

(株)資生堂相談役

ユアサ商事(株)社外取締役

学校法人資生堂学園理事長

公益財団法人東京観光財団理事長

東京商工会議所副会頭

■ 所有する当社の株式数：0株

出席率（2016年度）

取締役会 ▶ 96% (23/24回)

指名委員会 ▶ 88% (7/8回)

報酬委員会 ▶ 100% (4/4回)

社外取締役候補者とした理由

大企業の経営者としての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。

(注) 当社は、野田晃子、池田弘一、古田佑紀、小林喜光、佐藤良二、前田新造の6氏との間で会社法第423条第1項の責任について、1,000万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、6氏が再任された場合は継続する予定であります。

ご参考

1. 取締役会議長

第1号議案が承認された場合、取締役会議長については以下の予定であります。

取締役会議長：前田新造

2. 委員会の構成等

第1号議案が承認された場合、委員会の構成及び委員長については以下の予定であります。

なお、各委員会の構成について、指名委員会は、各委員会とも独立社外取締役で構成することとし、また、監査委員会は、財務・経理に関する監査実務に知見を有する者を含み、かつ、財務・法律・経営について高い専門性を有する独立社外取締役を含めて構成することとし、委員選定に当たっては、これらに配慮いたしました。

指名委員会：小林喜光（委員長）、池田弘一、佐藤良二、前田新造

監査委員会：佐藤良二（委員長、常勤）、野田晃子、古田佑紀

報酬委員会：古田佑紀（委員長）、野田晃子、池田弘一、小林喜光、前田新造

## 吸収分割契約承認の件

### ① 吸収分割を行う理由

当社は、当社を取り巻く厳しい事業環境を勘案し、当社グループ内の連携を強化しつつ、自律した事業体として、新規事業展開を含めて事業価値最大化を図るとともに、特定建設業等の許認可維持による事業継続性も踏まえた最適な体制を確立するため、当社の社内カンパニー等を、それぞれ当社の完全子会社に吸収分割により承継させることといたしました。また、注力事業領域として位置づけるエネルギー事業に関しまして、事業環境の変化に応じた機動的かつ迅速な経営判断体制を構築し、ガバナンス体制の強化を図ること及び次世代エネルギー市場での顧客の価値を向上させる製品・システム・サービスの提供を通じてエネルギー事業の更なる成長を通じ、当社グループの企業価値の最大化を図ることが必要と判断しました。

このため、当社は、2017年10月1日を効力発生日として、当社のエネルギーシステムソリューション社が営む事業（ただし、ランディス・ギア統括部及び電力・社会システム技術開発センターが営む事業を除きます。）及び原子力事業統括部が営む事業（ただし、WEC監督部が営む事業を除きます。以下併せて「承継対象事業」といいます。）を吸収分割（以下「本件分割」といいます。）により当社の完全子会社である東芝エネルギーシステムズ株式会社（以下「承継会社」といいます。）に承継し、承継対象事業を分社化することといたしました。エネルギー事業の実施に必要となる特定建設業許可は、承継会社にて取得し、円滑な事業の承継を実現いたします。

本議案は、本件分割に係る当社と承継会社の間の吸収分割契約についてご承認をお願いするものです。

なお、当社は、2017年5月30日、当社の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社、ストレージ&デバイスソリューション社及びインダストリアルICTソリューション社につきましても、それぞれ当社の完全子会社を吸収分割承継会社としてその対象事業を分社化する各吸収分割契約を締結しております。詳細は28ページ「20. 社内カンパニーの吸収分割」をご参照ください。これらの吸収分割は会社法上の簡易分割要件を満たしておりますので、株主総会でのご承認を経ずに会社分割の効力が発生いたします。

## ② 吸収分割契約の内容の概要

本件分割に係る吸収分割契約の内容は、次のとおりです。

### 吸収分割契約書（写）

株式会社東芝（以下、「甲」という。）と東芝エネルギーシステムズ株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の本件事業（第2条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、2017年5月31日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本吸収分割をする会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 吸収分割会社  
商号：株式会社東芝  
住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号
- (2) 吸収分割承継会社  
商号：東芝エネルギーシステムズ株式会社  
住所：神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

#### 第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）において営む以下に規定する事業（以下、「本件事業」と総称する。）に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

- (1) エネルギーソリューション社が営む事業（但し、ランディス・ギア統括部及び電力・社会システム技術開発センターが営む事業を除く。）
- (2) 原子力事業統括部が営む事業（但し、WEC監督部が営む事業を除く。）

#### 第3条（承継する権利義務）

1. 乙が甲から承継する権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。

2. 甲から乙への債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法によるものとする。これらの本件事業に属する債務については、甲及び乙の間においては最終的に乙の負担とすることを原則として、その取扱いを甲及び乙にて別途協議の上、取り決めるものとする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する一切の費用は、甲及び乙が別途合意する場合を除き、乙の負担とする。

#### 第4条（本吸収分割に際して交付する株式等の数）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式9,995,000株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり甲に交付する。

#### 第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加すべき乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金等の額は、次のとおりとする。

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| (1) 資本金      | 99億5,000万円                 |
| (2) 資本準備金    | 25億円                       |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則第37条及び第38条に基づき乙が定める。 |
| (4) 利益準備金    | 0円                         |
| (5) その他利益剰余金 | 会社計算規則第37条及び第38条に基づき乙が定める。 |

#### 第6条（分割承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会において、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

#### 第7条（本吸収分割が効力を生ずる日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2017年10月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条（競業避止義務）

甲は、本件事業に関し、乙に対し、競業避止義務を負わないものとする。

#### 第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合、又は効力発生日の前日までに第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認のいずれかが得られなかった場合、若しくは本吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

#### 第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2017年5月31日

甲：東京都港区芝浦一丁目1番1号  
株式会社東芝  
代表執行役社長 綱川 智 ㊞

乙：神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34  
東芝エネルギーシステムズ株式会社  
取締役社長 油谷 好浩 ㊞

## 別紙「承継権利義務明細表」

### 1. 資産

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、以下の資産を除く効力発生日において本件事業に属する資産（但し、知的財産権の承継については本別紙第3項において別途定めるとおりとする。）のうち、法令上承継可能なものとする。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意又は承認等が必要な場合であって許認可、同意又は承認等が得られないときは、承継対象権利義務から除外する。

- (1) 受取手形
- (2) 土地
- (3) 仕入消費税

### 2. 債務

本吸収分割により、乙が甲から承継する債務は、以下の負債に係る債務を除く効力発生日において本件事業に属する債務（但し、乙が承継する知的財産権に関する発明者、考案者及び創作者に対する発明等の報奨債務については本別紙第3項において別途定めるとおりとし、契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務の承継については本別紙第4項及び第5項において別途定めるとおりとする。）のうち、法令上承継可能なものとする。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意又は承認等が必要な場合であって許認可、同意又は承認等が得られないときは、承継対象権利義務から除外する。

- (1) 支払手形
- (2) 未払法人税等
- (3) 販売消費税
- (4) 短期借入金
- (5) 長期借入金
- (6) 保証債務（親会社保証債務を含む。）

### 3. 知的財産権

本吸収分割による特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウ（以下、「知的財産権」と総称する。）の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 甲が保有する知的財産権

効力発生日において本件事業に属する知的財産権は、乙が甲から承継する。但し、法令

による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意又は承認等が必要な場合であって許認可、同意又は承認等が得られないときは、承継対象権利義務から除外する。

- (2) (1)において乙が承継するとした知的財産権に関する発明者、考案者及び創作者に対する発明等の報奨債務については、乙が甲から承継する。

#### 4. 契約（雇用契約を除く）

本吸収分割により、効力発生日において本件事業に属する、売買に関する契約、業務委託に関する契約（請負に関する契約を含む。）、リース契約、共同開発契約、リベート契約、賃貸借契約、知的財産権に関するライセンス契約その他の一切の契約（但し、雇用契約、本別紙第1項及び第2項により乙に承継されない資産又は債務に係る契約を除き、本項において以下単に「契約」という。）に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、乙が甲から承継する。但し、承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続（国内外の関係官庁の許認可等を含むが、これらに限られない。）を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合であって、当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に重大な不利益が発生するときには、承継対象権利義務から除外する。

#### 5. 雇用契約

本吸収分割により、効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員及び本件事業のために甲が乙に承継する必要があると判断した甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務（但し、別途甲との間で承継対象から除外する旨の合意をした従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。）、並びに、効力発生日において甲と東芝労働組合が締結している労働協約のうち、甲と東芝労働組合との間で乙に承継することを別途合意した労働協約は、乙が甲から承継する。

#### 6. 許認可

本吸収分割により、乙が甲から承継する許認可・補助金は、効力発生日において本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち法令上承継可能なものとする。

以 上

### ③ 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 分割対価の相当性に関する事項

##### ①吸収分割により承継会社が当社に交付する株式の数

本件分割に際し、承継会社は当社に対し普通株式9,995,000株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、承継会社が当社の完全子会社であり、また、本件分割に際して承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、本件分割の前後で純資産の額に変動はなく、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社及び承継会社が協議の上で決定しており、相当であると判断しております。

##### ②吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額

承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして、相当な額であると判断しております。

#### (2) 計算書類等の内容

承継会社は、2017年4月25日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 資産の部 |    | 負債の部       |    |
|------|----|------------|----|
| 流動資産 | 50 | 流動負債       | 0  |
| 固定資産 | 0  | 固定負債       | 0  |
|      |    | 負債合計       | 0  |
|      |    | 純資産の部      |    |
|      |    | 資本金        | 50 |
|      |    | 資本準備金      | 0  |
|      |    | 純資産合計      | 50 |
| 資産合計 | 50 | 負債及び純資産の合計 | 50 |

#### (3) 当社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

##### 1. パソコン事業の会社分割

当社は、2016年4月1日付で、当社のパソコン事業を会社分割により連結子会社である東芝クライアントソリューション株式会社に承継しました。

##### (1)会社分割の概要

##### ①分割後企業の名称

東芝クライアントソリューション株式会社

2016年4月1日付で、東芝情報機器株式会社から商号を変更しました。

## ②分割した事業の内容

パソコン、タブレット商品及び法人向けIoTソリューション商品の開発・製造・販売。ただし、DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、コピープロテクションに係る事業を除きます。

## ③会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるパーソナル&クライアントソリューション社と東芝情報機器株式会社を統合することにより、国内における設計や商品開発・グローバル生産管理・販売サービス等のリソースを集約することで、効率的な軽量経営を図るため会社分割を行いました。

## ④会社分割日

2016年4月1日

## ⑤法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝情報機器株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

## (2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2013年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

## 2. システムLSI事業の会社分割

当社は、2016年4月1日付で、当社の大分工場におけるシステムLSI事業の一部を会社分割により連結子会社である株式会社ジャパンセミコンダクターに承継しました。

### (1)会社分割の概要

#### ①分割後企業の名称

株式会社ジャパンセミコンダクター

2016年4月1日付で、岩手東芝エレクトロニクス株式会社から商号を変更しました。

#### ②分割した事業の内容

当社の大分工場における、200mm及び150mmウェハー製造ラインを主としたアナログIC等のシステムLSIの製造、製造受託、その他サービス事業

#### ③会社分割を行った主な理由

当社の大分工場における200mm及び150mmウェハー製造ラインを用いたシステムLSI事業と岩手東芝エレクトロニクス株式会社における同事業を統合することにより、システムLSI事業において市場の成長が見込まれる、車載用を含むアナログIC、モータ制御ドライバ等、

当社グループの技術的優位性が高い注力分野へ経営資源を集中するほか、200mm及び150mmウェハー製造ラインの効率的な一体運営を図るため会社分割を行いました。

④会社分割日

2016年4月1日

⑤法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、岩手東芝エレクトロニクス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2013年9月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2013年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

3. 東芝ライフスタイル株式会社の株式譲渡完了

2016年6月30日、東芝ライフスタイル株式会社(以下「TLSC」といいます。)は同社が営む映像事業と家庭電器事業のうち映像事業を当社の連結子会社である東芝映像ソリューション株式会社(旧商号は東芝メディア機器株式会社)に会社分割により承継させました。その後、当社はTLSCの株式の80.1%を中国法人美的集团股份有限公司グループに譲渡しました。その結果、TLSC及び同社の子会社である東芝コンシューママーケティング株式会社は、当社の連結子会社から除外されました。

4. 利益準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分

当社は、2016年5月23日開催の取締役会により、利益準備金13,974百万円を全額繰越利益剰余金へ振り替えることを決定しており、2016年7月31日にその効力が発生しました。また、日本の会社法の規定に基づき、2016年6月22日開催の第177期定時株主総会において、当社の欠損てん補を行うため、当社の貸借対照表の資本金の額の減少(239,901百万円)が承認され、2016年7月31日に、当該資本金の額の減少及びその他資本剰余金の処分(462,049百万円、資本金の額の減少により増加した額を含みます。)の効力が発生しました。米国においてはこれに該当する法令がないため、連結財務諸表においても、当社の貸借対照表における欠損てん補処理をそのまま反映します。

## 5. 東芝プラントシステム株式会社の株式売却

当社は、2016年8月24日、当社が保有する当社の連結子会社である東芝プラントシステム株式会社（以下「TPSC」といいます。）の株式を売却しました（売却額15,710百万円※）。本株式売却の概要は以下のとおりです。

※ 本株式売却実行後も、当社グループはTPSC株式の議決権総数の51.5%を保有しており、当社の連結子会社であることに変更はありません。そのため、連結財務諸表上純資産に変動はありますが、連結損益への影響はありません。

### (1) 株式売却の概要

#### ① 売却対象株式

当社が所有するTPSC株式9,668,000株（議決権総数の9.9%）

#### ② 売却方法

SMBC日興証券株式会社との間のToSTNeT-1を通じた相対取引によるものとし、当社が売出し、SMBC日興証券株式会社が買取り引受けました。

### (2) 株式売却の目的

当社はキャッシュフロー重視の経営を推進し財務基盤の整備を進める観点から、保有株式について、その保有意義を見直した上での売却を進めています。本株式の売却は、かかる施策の一環として実施したものです。

#### (TPSCの概要)

会 社 名：東芝プラントシステム株式会社

本社所在地：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番5号

事 業 内 容：火力、水力、原子力発電設備、受変電設備、公共設備や一般産業向けの各種設備、ビル施設等のエンジニアリング・調達・施工・試運転・調整・サービス

## 6. 業務用カメラ事業に係る吸収分割契約

当社は、2016年3月17日付で決定した東芝メディカルシステムズ株式会社（以下「TMSC」といいます。）の株式売却の一環として、当社の医療機器向けを含む業務用カメラ事業を12,703百万円の対価でTMSCに吸収分割により承継させる吸収分割契約を2016年8月24日に締結し、2016年10月1日に当該契約書の効力が発生しました。当該会社分割により、2016年度第3四半期に12,295百万円（税引前）の譲渡益を計上しました。

7. 会計処理問題に関する損害賠償請求訴訟の提起

2017年5月時点において、国内外の機関投資家等から当社に対して、当社の会計処理問題に係る損害賠償請求訴訟が、国内で複数提起されており、その訴額の合計は約645億円です。これらの訴訟については、会計上必要に応じて合理的に見積り可能な金額を引当計上します。

8. 当社保有の関係会社株式の評価損の計上

東芝ジェイエスダブリュー・パワーシステム社（以下「東芝JSW社」といいます。）は、火力発電所向け設備の製造・販売を行う当社のインド子会社ですが、2015年11月中旬から12月上旬に発生した洪水を原因とする工場の冠水及び操業の停止、並びに事業環境の悪化によって、経営状態が悪化していました。その結果、東芝JSW社は、2016年3月31日の時点において債務超過となりました。これを受け、東芝JSW社は、事業継続のため、2016年4月と8月に総額165億インドルピー（約251億円）の増資（以下「本増資」といいます。）を実施しました。本増資により、東芝JSW社の債務超過は解消され、子会社支援引当金として2016年3月末において計上した約131億円について、2016年度第1四半期に約62億円、同第2四半期に約69億円の戻入れが発生しました。しかし、東芝JSW社の事業環境は依然として改善がなされておらず、上記の増資分の株式についても実質価額が投資簿価を下回り、当面回復が見込めないと判断されたため、東芝JSW社の株式について当社の個別財務諸表において評価損を2016年度第1四半期に約75億円計上し、同第2四半期に約83億円計上しました。

9. 特設注意市場銘柄の指定継続及びその後の監理銘柄（審査中）の指定

当社の株式は、当社の過去の有価証券報告書等への虚偽記載の事実に基づいて、東京証券取引所及び名古屋証券取引所（以下「各取引所」といいます。）から、当社が内部管理体制等において深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとして、2015年9月15日をもって特設注意市場銘柄に指定されました。当社は、2016年9月15日、内部管理体制確認書を各取引所に提出し、審査を受けていました。当該審査では、短期的利益を過度に追求する経営方針の見直し、取締役会や監査委員会等の構成の見直しとその運用方法の変更、及びモニタリング機能を発揮すべき部門の体制整備の強化等全社的に改善に向けた取り組みが行われていることが認められる一方、特設注意市場銘柄指定後においても会計処理等に関する問題が確認される等、コンプライアンスの徹底や関係会社の管理等において更なる取り組みを必要とする状況が存在しており、これらの改善に向けた取り組みの進捗等について引き続き確認する必要があると認められました。その結果、当社は、2016年12月19日、各取引所から、特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領しました。2017年3月15日をもって当該指定から1年6か月が経過することになり、当社は、同日、各取引所に内部管理体制確認書を再度提出しました。当該確認書の内容等を各取引所が確認し、当社の内部管理体制等について改善がなされ

なかったと認められる場合には、当社の株式の上場廃止が決定されることから、当社の株式について上場廃止となるおそれがあると認められるため、当社の株式は、2017年3月15日付で各取引所から、監理銘柄（審査中）に指定されました。

#### 10. 原子力事業における損失発生

当社のグループ会社であったウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社（以下「WEC」といいます。）は、2015年12月31日、CB&Iストーン&ウェブスター社（以下「S&W社」といいます。）の買収を完了しました。これに伴い取得金額から取得した識別可能な資産及び負債の公正価値の合計を差し引いた差額の651,639百万円を2016年度第3四半期において当社の連結決算上のれんに計上し、計上したのれんは原子力事業部に配分されましたが、原子力事業部の既存ののれん残高を含めてのれんについて減損損失716,563百万円を計上しています。これは、S&W社買収に伴う取得金額の配分を実施している中で、プロジェクトにかかるコストの見積りを見直した結果、コストが大幅に増加したことにより収益性が著しく低下し、超過収益力が期待できなくなったと判断したことによるものです。

#### 11. 株式会社IHIからのWEC出資持分の取得

当社は、2017年2月16日、株式会社IHI（以下「IHI」といいます。）から、同社が保有するWECの持株会社の株式すべて（出資比率3%）を所定の条件で当社に譲渡することができる権利（以下「プットオプション」といいます。）を行使する旨の通知を受領しました。上記持株会社の非支配株主（IHIとカザフスタン共和国の国営企業であるカザトムプロム社）は、当社とのプットオプション契約に基づき、2017年10月1日からこのプットオプションの行使が可能となりますが、当社とIHIとの契約により、一定の条件を満たした場合には、IHIは早期に行使可能となっており、今般、IHIは同契約に基づいてプットオプションを行使しました。当社は2017年5月17日、約189億円を支払い、当該株式を取得しました。当該取得に関する当社における会計上の影響については2016年度に計上します。

#### 12. 株式会社シグマパワー有明における会社分割及び新設会社の株式譲渡

当社の収益力及び財務基盤の強化を進める施策の一環として、2017年2月24日、当社が保有する当社の連結子会社のシグマパワーホールディングス合同会社の子会社である株式会社シグマパワー有明（以下「SPAC」といいます。）が、同社が運営する三池発電所における石炭火力発電事業を、電力エネルギー・インフラ向け投資ファンド運営会社の株式会社IDIインフラストラクチャーズが運用するIDIインフラストラクチャーズ3号投資事業有限責任組合（以下「IDI3号ファンド」といいます。）に譲渡することを決定しました。

当該譲渡にあたっては、2017年3月31日にSPACが新設分割により設立した新会社に当該石炭

火力発電事業を承継させ、同日に当該新会社のすべての株式をIDI3号ファンド傘下の特別目的会社に譲渡する方法で行いました。当該株式の譲渡価額は約220億円であり、2016年度に譲渡益を計上します。

### 13. メモリ事業の会社分割

当社は、2017年4月1日付で、メモリ事業に関する権利義務の一部を会社分割により連結子会社である東芝メモリ株式会社に承継しました。

当該会社分割の概要は次のとおりです。

#### (1)分割後企業の名称

東芝メモリ株式会社

#### (2)分割した事業の内容

当社のストレージ&デバイスソリューション社が行っているメモリ及び関連製品（SSDを含み、イメージセンサを除きます。）の開発・製造・販売事業及びその関連事業

#### (3)会社分割を行った主な理由

当社のメモリ事業においては、大容量、高性能な三次元フラッシュメモリ（BiCS FLASH™）の開発・立上げを加速し、安定的にストレージ需要の拡大に対応していくために大規模な設備投資を適時に行うことが重要な課題です。そこで、当社のメモリ事業を分社することにより、メモリ事業における機動的かつ迅速な経営判断体制の整備及び資金調達手段の拡充を通じて、メモリ事業の更なる成長を図ります。

また、当社グループは、2016年度第3四半期において原子力事業ののれんの減損として716,563百万円の損失を計上したため、財務内容が大幅に悪化しました。このため、当社グループの財務体質強化が急務であり、現在様々な資本対策を検討しています。本会社分割との関係においても、今後のメモリ事業の更なる成長に必要な経営資源を確保し、併せて当社グループの財務体質を強化するため、マジョリティ譲渡を含む外部資本の導入を検討しています。この外部資本の導入については、今後速やかに手続を開始し、2017年度のなるべく早い段階での決定を目指します。

#### (4)会社分割日

2017年4月1日

#### (5)法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝メモリ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

#### 14. 東芝機械株式会社の株式の一部売却

当社は、2017年3月3日、当社が保有する当社の持分法適用関連会社であった東芝機械株式会社（以下「東芝機械」といいます。）の株式の一部を売却しました。本株式売却の概要は以下のとおりです。

##### (1) 株式売却の概要

###### ① 売却対象株式

当社が保有する東芝機械株式30,207,000株（発行済株式総数の18.10%）

###### ② 売却方法

2017年3月2日の終値506円で、2017年3月3日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において、東芝機械に売却しました。

###### ③ 売却額、売却益

売却額は153億円です。本売却により発生する売却益は55億円（税引前）です。

###### ④ 東芝機械の位置付け

本売却により、東芝機械は当社の持分法適用関連会社から外れました。

##### (2) 株式売却の目的

当社は、収益力及び財務基盤の強化を進める観点から、保有資産について、その保有意義の見直しを進めています。本株式の売却も、その一環として実施したものです。

#### 15. WEC等の再生手続の申立てについて

当社の連結子会社であったWEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社（以下「TNEH（UK）」といい、以下WEC及びその米国関係会社並びにTNEH（UK）を総称して「WECグループ」といいます。）が、2017年3月29日（現地時間）に米国連邦倒産法第11章（以下「連邦倒産法」といいます。）に基づく再生手続（以下「再生手続」といいます。）をニューヨーク州連邦破産裁判所（以下「破産裁判所」といいます。）に申し立てました。

現在、WECグループは再生手続に則っての事業再編を念頭におきながら、当面現行事業をこれまでどおり継続する予定です。また、この間の事業継続のために、WECは800百万米ドルの第三者からのファイナンス（DIPファイナンス）を確保する予定です。

当社とWECグループは建設中の米国原子力発電所2サイトの顧客である各電力会社との間で、再生手続申立て後の当面の米国原子力発電所建設プロジェクトの作業継続につき合意を目指して協議しております。また、関係各社が包括的な合意形成に向けて、協議を継続する当面の間は、電力会社が建設コスト等を支払うことを前提としております。

再生手続の開始により、WECグループに対する当社の債権の全部又は一部については連邦倒産法に則った処理がなされます。したがって、当社の債権の回収についても連邦倒産法及び債権整

理手続に則った扱いとなります。またWECグループは、再生手続の開始により、当社の実質的な支配から外れるため、2016年度通期決算から当社の連結対象から外れることになります。

#### 16. 継続企業の前提に関する注記

2016年度第3四半期において、当社グループは、主にS&W社の買収に伴うのれんに係る損失（連結）716,563百万円を計上したことにより、2016年度第3四半期連結累計期間の営業損失（連結）は576,277百万円、当社の株主に帰属する四半期純損失（連結）は532,512百万円になりました（前連結会計年度の営業損失は708,738百万円、当社の株主に帰属する当期純損失は460,013百万円）。この結果、2016年12月31日現在の連結株主資本は△225,687百万円、連結純資産は29,924百万円になりました。

これに関連して、2016年12月28日付の格付機関による当社の格付の引下げにより、当社グループの2016年12月31日現在の四半期連結貸借対照表における長短借入金等計1,388,990百万円のうち、主要借入先金融機関がアレンジャーであるシンジケートローン契約に基づく借入金残高283,523百万円（四半期連結貸借対照表上、1年以内に期限の到来する社債及び長期借入金に計上）が財務制限条項に抵触しています。当該借入金について、当社は、借入先金融機関との間で2017年3月31日までの期限の利益喪失要求の一時的留保について合意を得ていましたが、2017年5月時点においては、借入先金融機関の請求があった場合に期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当社が既述の借入金について期限の利益を喪失した場合、社債その他の借入金についても同様に期限の利益を喪失する可能性があります。

また、WEC及びその米国関係会社の米国原子力発電所建設プロジェクトに関して当社が負担する可能性のある支出等を考慮すると、当社の今後の資金環境は厳しい状況となることが見込まれます。

さらに、当社には、特定建設業の許可が必要となる事業がありますが、特定建設業の許可の更新には、一定の財産的基礎を有することが必要とされています。当社の現在の特定建設業の許可の有効期限は2017年12月ですが、当社が特段の対応をとらず一定の財産的基礎を満たさないと判断された場合には、特定建設業の許可の更新ができず、当該事業の遂行に重大な悪影響を与える可能性があります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。当社グループは当該状況を解消すべく、海外原子力事業のリスクを遮断する目的で、マジョリティ売却等による非連結化も視野に、WECの再編検討を行っていましたが、米国時間2017年3月29日に、WECグループは、連邦倒産法に基づく再生手続を破産裁判所に申し立てました。当社としては、裁判所の管轄のもと、WECグループと電力会社を含む利害関係者との適切な調整を図りながら米国原子力発電所建設プロジェクトに関する関係会社間での合意形成を探っていくこ

とがWECグループの事業の再生には不可欠であり、申立てによるWECグループの非連結化は、海外原子力事業のリスクを遮断することを目指す当社の方針にも合致していると判断しています。

また、メモリ事業については、機動的かつ迅速な経営判断体制の整備と借入金の返済原資の確保並びに連結株主資本及び連結純資産の回復のために、マジョリティ譲渡を含む外部資本の導入を進めています。当該譲渡を円滑に進めるため、2017年3月30日に開催した臨時株主総会において、当社と当社の完全子会社である東芝メモリ株式会社の間の吸収分割契約について承認を得て、2017年4月1日付でメモリ事業を分社化しました。2017年5月時点では、譲渡先の選定プロセスを進めています。

上記のほかにも、資産の保有意義を聖域なく見直し、また、社会インフラ事業を中心として事業計画を着実に実行することで財政状態の改善を図ります。そして、借入先金融機関からの支援・協力を継続して得るべく、誠実に説明を重ね、期限の利益喪失の権利行使に対する放棄(Waive)、コミットメントライン契約枠の更新・増枠といったお願いを真摯に行っていきます。また、当社は、本議案に記載されているエネルギー事業のほか、社会インフラ事業、ICTソリューション事業を会社分割により分社化し、特定建設業等の許認可維持の事業継続性も踏まえた最適な体制を確立する方針です。

しかしながら、上記対応策の大半は進行中であるため、当社には継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

#### 17. 四半期レビュー報告書の結論不表明

当社は、2017年4月11日、独立監査人であるPwCあらた有限責任監査法人から、2016年度第3四半期の四半期連結財務諸表について、結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領いたしました。

なお、2016年度第1四半期及び第2四半期の四半期連結財務諸表につきましても、結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書をそれぞれ受領いたしました。

#### 18. 仏法人ENGIE社からのニュージェネレーション社出資持分の取得

当社の連結子会社であるニュージェネレーション社（以下「NuGen社」といいます。）の株式は、当社グループが60%、仏法人ENGIE社（以下「ENGIE社」といいます。）が40%を保有しており、当社とENGIE社は株主間契約を締結しています。上述のとおり、米国現地時間2017年3月29日にWECが連邦倒産法に基づく再生手続を申し立てましたが、当該申立てが株主間契約に定められた当社の帰責事由に該当することから、当社は仏現地時間2017年4月3日に、当該規定に基づき、ENGIE社から同社が保有するNuGen社の株式すべてを当社に売却する旨の通知を受領しました。当社は、約153億円でENGIE社が保有するNuGen社の株式すべてを取得します。

なお、株式の取得時期及び取得条件については、株主間契約に基づき、今後当該契約の当事者であるENGIE社、WEC及びNuGen社と協議を進めていきます。

19. 2016年度通期業績見通しの公表

当社は、2017年5月15日、2016年度通期業績見通しを公表しました。現時点では決算手続が完了しておらず、2016年度通期決算発表については、当社グループ全体の決算手続完了の見込みが付き次第、速やかに実施します。

なお、2016年度の計算関係書類につきましては、後日開催する予定の臨時株主総会において報告等を予定しています。

20. 社内カンパニーの吸収分割

当社は、2017年5月31日、承継会社との間で、同年10月1日を効力発生日として、当社のエネルギーシステムソリューション社が営む事業（ただし、ランディス・ギア統括部及び電力・社会システム技術開発センターが営む事業を除きます。）及び原子力事業統括部が営む事業（ただし、WEC監督部が営む事業を除きます。）に関する権利義務の一部を承継会社に承継させる、吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

また、当社は、2017年5月30日、それぞれ以下の吸収分割契約を締結しました。

(1)東芝電機サービス株式会社との間で、同年7月1日を効力発生日として、当社のインフラシステムソリューション社の営む事業に関する権利義務の一部を東芝電機サービス株式会社に承継させる、吸収分割に係る吸収分割契約

(2)東芝デバイス&ストレージ株式会社との間で、同年7月1日を効力発生日として、当社のストレージ&デバイスソリューション社の営む事業に関する権利義務の一部を東芝デバイス&ストレージ株式会社に承継させる、吸収分割に係る吸収分割契約

(3)東芝ソリューション株式会社との間で、同年7月1日を効力発生日として、当社のインダストリアルICTソリューション社の営む事業（ただし、情報システム部が営む事業、ソフトウェア&AIテクノロジーセンター企画管理部が営む事業、ソフトウェア&AIテクノロジーセンターが営む事業のうちコーポレート研究開発機能を除きます。）に関する権利義務の一部を東芝ソリューション株式会社に承継させる、吸収分割に係る吸収分割契約

(4) 承継会社における成立の日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

以 上

[illegible]

# インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

インターネットによる議決権行使は、パソコンから、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

議 決 権  
行使期限

2017年6月27日（火）  
午後5時15分まで

議 決 権 行 使  
ウェブサイト

http://www.web54.net

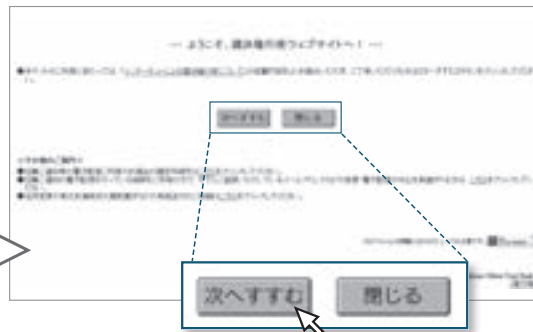
ウェブ行使



## アクセス手順について

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック



## パスワードのお取扱いについて

- ① 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- ② パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- ③ 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
- ④ パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続願います。

## ！ ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

## ⚙ システムに係る条件について

### (1) ハードウェアの条件

- ① インターネットにアクセスできる状態であること
- ② 画面の解像度が横800 ドット×縦600 ドット (SVGA) 以上のモニターを使用できる状態であること

### (2) ソフトウェアの条件

- ① マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー (Microsoft® Internet Explorer) Ver.5.01 Service Pack 2以降のバージョンをインストール (導入) 済みであること
- ② 株主総会招集ご通知等をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー (Adobe® Acrobat® Reader®) Ver.4.0以降のバージョン又はアドビリーダー (Adobe® Reader®) Ver.6.0以降のバージョンをインストール済みであること

※ Microsoft®及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。  
Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

## 2. ログインする

お手元の議決権行使書に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

議決権行使コード:

## 3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

パスワード:

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### (3) ポップアップ機能

議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

インターネットによる議決権行使に関するパソコンの操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行(株)**  
**証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**

 **0120-652-031**

受付時間 午前9時～午後9時

その他のご照会につきましては、下記にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社等にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座のない株主様  
(特別口座をお持ちの株主様)  
三井住友信託銀行(株) 証券代行部

 **0120-78-6502** (午前9時～午後5時、休日を除く。)

# 株主総会 会場ご案内図

開催日時 2017年6月28日(水) 午前10時(受付開始: 午前8時30分)

開催場所 幕張メッセ 国際展示場9ホール 千葉市美浜区中瀬二丁目2番1号

## 交通機関のご案内

● JR京葉線

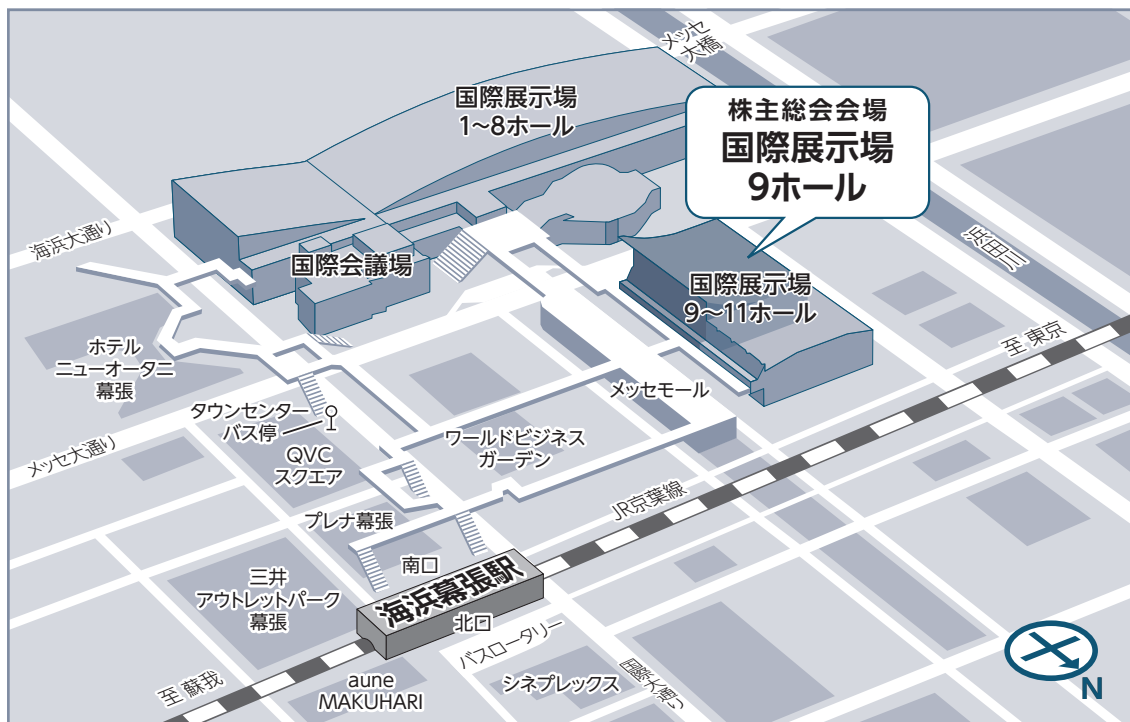
### 「海浜幕張駅」

「海浜幕張駅」下車 南口から徒歩約5分  
(海浜幕張駅までは東京駅から約40分、西船橋駅から約20分)

● JR総武線・京成千葉線

### 「幕張本郷駅」

京成バス:「ZOZOマリンスタジアム」又は「医療センター」行き  
「タウンセンター」バス停下車 徒歩約5分(幕張本郷駅から約20分)



お願い 駐車場のご用意はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。  
幕張メッセ近隣の駐車場は、有料ですので、ご注意ください。

お土産、お弁当はご用意いたしておりません。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。